

京情個審答申第 21 号  
令和 5 年 7 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書公開決定等に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 2 年 12 月 17 日付け 2 環管第 362 号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした別表「公開をしない部分の概要」欄で示す部分（「対応者の職及び氏名」、「稼働中の発電機」及び「発電機の稼働基数」を除く。）のうち、別紙に記載の各公文書について「非公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる部分を除き公開すべきである。

その余の判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年8月29日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、審査請求人から処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「○保健所が保管する○バイオマス発電所煤煙データと測定時の出力7月25日、7月26日○保健所測定（尚、測定値が稼働負荷により変化する場合負荷条件を付記する事は常識）」（以下「本件公文書」という。）及び「○バイオマス発電所煤煙データの文書は○保健所長あての令和元年8月19日付1保環第304号公害に係る測定検査について（報告）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）が行われた。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書のうちの本件公文書について、別表の「公文書名」欄に掲げる文書と特定し、令和元年9月12日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を令和元年10月28日まで延長するとともに、本件公文書に第三者に関する情報が記録されていることから、令和元年9月17日、条例第14条第2項の規定により被測定事業者である第三者（以下単に「第三者」という。）に対し、意見提出の機会を付与した。
- 3 令和元年10月1日に、第三者は、処分庁に対し、本件公文書の全部公開については支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 令和元年10月28日、処分庁は、審査の結果、本件公文書について、別表「公開をしない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開する部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人及び第三者に通知した。第三者から公文書の公開の停止の申立てはなかったことから、令和元年11月12日、非公開部分を除いて公文書の公開を実施した。
- 5 令和元年12月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 6 令和2年12月17日、諮問庁は条例第19条の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、非公開とした部分のうち、「通常運転の発電出力値」、「発電機の運転状態」、「測定前に事業所内の計測器により確認した発電出力値」、「測定中に事業所内の計測器により確認した発電出力値」、「事業者からの依頼事項」（以下「対象部分」という。）の公開を求めるというものである。

#### 第4 審査請求人の主張の趣旨

1 審査請求人が、審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第13条は、ばい煙排出者は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならないと規定している。

健康被害調査の結果、近隣住民の多くが喉の痛みや喘息など身体に危害を及ぼしていることから、原因は第三者の施設から排出されるガスからの有害物質の影響と考えられる。

平成29年の操業開始時より健康を害し、苦しんでいる住民が多数いる。その原因として考えられるばい煙については臭いも色も無く非常に恐ろしく感じており、その不安を取り除き、安心して暮らせるよう対象部分を公表すべきである。

本来、通常の稼働負荷が最大の状態で測定を行う必要があるが、令和元年7月に行った測定時の稼働負荷がどの程度であったかを公開することは住民の健康を守る立場の保健所として当然である。

第三者が公開しない理由として主張する「競争上の地位や正当な利益を害する恐れがあるため」は利益優先の経営姿勢の現れでしかない。

2 以上のことから、本件公文書に記載された情報は、条例第6条第3号アに該当するものであり、対象部分を公開する必要がある。

#### 第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

非公開情報として、条例第6条第3号において、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが定められている。このように、条例においては、法人に関する情報について最大限の配慮をし、当該法人の正当な利益を害するおそれがある情報を公開しないことが厳に求められている。

対象部分には、第三者の発電量等が明らかとなる情報が記載されている。これらによって、売電金額及び収益情報が明らかとなり、企業の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第3号本文に該当する。

また、審査請求人は「ばい煙について恐ろしく感じている」と述べるが、測定の結果は、大気汚染防止法第 13 条に規定する排出基準に違反するものとはいえないため、同号アに該当しない。

以上のことから、対象部分に記載された情報は、条例第 6 条第 3 号に該当し、同号アには該当しない。

## 第 6 審議会の判断理由

1 審査請求人は、本件処分において処分庁が非公開とすることとしている情報が、条例第 6 条第 3 号ただし書に該当し、本件処分は妥当ではない旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 条例第 6 条第 3 号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開と定めたものである。

その上で、同号ただし書において、同号アに該当する情報が記録されている公文書については、公益上の見地から、公にする旨を明らかにしている。

すなわち同号アに規定する、人の生命、身体又は健康に危害を現に及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業活動に関する情報が記録されている公文書については、当該事業活動が違法又は著しく不当であるか否かを問わず、公にすることになる。

(2) 諮問庁は、対象部分には、第三者の発電量等が明らかとなる情報が記載されており、これらによって、売電金額及び収益情報が明らかとなり、企業の正当な利益を害するおそれがあること、また、測定の結果は、大気汚染防止法第 13 条に規定する排出基準に違反するものとはいえないため、同号アに該当しないことから、条例第 6 条第 3 号本文に該当すると主張する。

(3) この点、対象部分（「事業者からの依頼事項」を除く。）について、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第 62 号）第 21 条第 4 項の規定により、調査のため第三者の陳述を求めたところ、対象部分に記載された情報のみをもって企業の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことが確認できた。

したがって、「事業者からの依頼事項」を除く対象部分は、条例第 6 条第 3 号には該当しない。

(4) 対象部分のうち、「事業者からの依頼事項」については、第三者の陳述を踏まえると、当該部分の記載は、簡潔にすぎ、第三者の発言趣旨を正確に記載したものではなく、ひとたびこれが公開されると、事情を知らない者の誤解を招く蓋然性が高い内容が含まれると認められることから、条例第 6 条第 3 号に該当する。

## 2 結 論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

併せて、本件審査請求の対象ではないものの、別表「公開をしない部分の概要」欄中「稼働中の発電機」及び「発電機の稼働基数」についても、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例第21条第4項の規定により、調査のため第三者の陳述を求めたところ、当該情報のみをもって企業の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことが確認できたことから、条例第6条第3号には該当しないため、処分庁においては当該情報を公開することとされたい旨、審議会の意見として申し添える。

## 参考

### 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月17日	諮問書の受理
令和3年 8月30日	第1回審議会
令和4年 7月26日	第2回審議会
令和4年 9月 7日	第3回審議会
令和5年 4月13日	第4回審議会
令和5年 5月15日	第5回審議会
令和5年 6月30日	第6回審議会
令和5年 7月19日	答 申

### 調査審議に関与した委員

#### 京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
 委員 野 崎 治 子（第1回審議会まで）  
 委員 奥 野 美奈子（第2回審議会から）  
 委員 原 田 大 樹  
 委員 宮 本 恵 伸  
 委員 山 舗 恵 子

別表

公文書名	公開をしない部分の概要
ばい煙測定の実施について【2日目】（令和元年7月25日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応者の職及び氏名</li> <li>・ 稼働中の発電機</li> <li>・ 発電機の稼働基数</li> <li>・ 通常運転の発電出力値</li> <li>・ 発電機の運転状態</li> <li>・ 測定前に事業所内の計測器により確認した発電出力値</li> <li>・ 測定中に事業所内の計測器により確認した発電出力値</li> <li>・ 事業者からの依頼事項</li> </ul>
ばい煙測定の実施について【3日目】（令和元年7月26日）	同上

別紙

公文書名	非公開とすることが妥当である部分
ばい煙測定の実施について【2日目】	事業者からの依頼事項(「内容」欄の最終行)
ばい煙測定の実施について【3日目】	同上